

## 7 教育研究等環境

### 1 . 現状の説明

#### (1)教育研究等環境の整備に関する方針を明確に定めているか

##### 1)学生の学習および教員による教育研究環境整備に関する方針の明確化

教育研究等環境の整備については、学生の学習スペースの確保と、学内 LAN 等の情報環境の整備および講義室等での情報機器使用に伴う整備を進めることが重要と考えている。

具体的には、学生の学習環境整備として、2010(平成 22)年 4 月の大学中央棟の完成に伴い、各学部が主に使用する建物ごとに、即ち、法学部棟、技術開発センターおよび大学中央棟に学生の自習スペースを確保することが出来るようになった。学生自習室はスペースに限りがあるので、その他の学習スペースとしては、図書館をはじめ、教室やゼミ室など、使用していない部屋は積極的に学生に開放するなどして場所の確保に努めている。情報環境の整備については、情報処理演習室およびマルチメディア教室など、情報演習等の授業で使用している部屋の授業以外の開放に加え、法情報検索室など、パソコンが常設されている部屋の常時開放なども行われている。さらに、学生自習室などでは、情報コンセントや無線 LAN の設置により、ノートパソコンなどを持参した場合でも、気軽にインターネットへ接続ができるよう学内 LAN の整備を進めている。

教員の教育研究環境の整備については、こちらも大学中央棟の完成により各教員の研究室の個室化が進み、ほとんどの教員に個室研究室の整備が進んだ。2 名だけ共通の研究室を使用している者がいるが、十分な広さを確保しており、個室同様に使用している状況である。学内 LAN 等の情報環境についても、各研究室および実験室等には、情報コンセントが設置されており環境が整っている。各教室についても大学中央棟については、ほとんどの講義室に情報コンセントが整備されている。授業で使用する部屋ではゼミ室の一部で情報コンセントの設置等、整備がされていない部屋が残されているものの、授業でインターネット等を利用するという場合でも十分に対応可能となっているとともに、情報機器使用に伴うプロジェクター、スクリーンなどの整備も教員の要望に対応できるよう整備されている。

##### 2)校地・校舎・施設・設備に係る大学の計画

2010(平成 22)年 4 月に新しく大学中央棟が完成したところであり、今後は、工学系の実験室等で使用している N 棟、W 棟が築 40 年以上経過しているため、これらの建物について 3 年を目途に取り壊す計画である。これらの取り壊しに伴い、実験室等の不足が予想されるため、併せて学生実験室の増設も計画されている。また、工学部が募集停止となっており、在籍学生全員の卒業までしっかりとした指導が行えるよう、施設等の確保をしながら、工学部の施設・設備を減少させていかなければならない。なお、スポーツ健康政策学部に係る体育施設等の整備については、学内の共同利用や外部施設の利用も含めて、今後、さらに調整および整備を進めていかなければならない。

#### (2)十分な校地・校舎および施設・設備を整備しているか

##### 1)校地・校舎等の整備状況とキャンパス・アメニティの形成

校地・校舎の面積は、大学設置基準を大きく上回っており、現状でも十分な広さを確保しているといえる。校舎の整備状況としては、前述したとおり、2010(平成 22)年 4 月に大学中央棟が完成した。この大学中央棟には、教室や実習関係の部屋が整備されているほか、今まで部署ごとに分かれていた事務室をほぼ 1 室に集中させたため、学生へのサービス提供という面からも機能性という面からも、さらに向上したものだといえる。また、工学系の老朽化した実験室等の取り壊しに併せた実験室等の増築や施設・設備の整備も計画しており、工学系の教員を中心にワーキンググループを組織して検討を始めている。

特徴的な施設としては、メモリアルアカデミウムの旧横浜地裁から移築保存した陪審法廷、法学部棟の法廷ゼミ室など体験型教育に有益な法廷が二つも整備されている。情報設備については、全学共通で使用している情報処理演習室がある。そのほか、マルチメディア教室や法情報検索室など、パソコンの設置されている部屋が用意されており、授業で使用していない時には、積極的に学生に対して開放している。

また、大学中央棟の新築に伴い、学生の利用する食堂についても従来研究室、実習室として使用してきた建物を大学食堂棟に改修した。

## 2)校地・校舎・施設・設備の維持・管理、安全・衛生の確保

基本的には業者へ委託している。その他、学園内に営繕部、植栽部といった部署が修繕や植栽関係の管理を行っているが、なかなか大学までまかなえない状況であり、特に、植栽関係は大学で一部外部委託をしている関係から、全体的な外部委託を含めて検討する必要がある。また、大学中央棟の中に健康管理センター、学生相談室が移設され、学生の健康面でのケアもしやすい環境となっている。

## (3)図書館、学術情報サービスは十分に機能しているか

### 1)図書、学術雑誌、電子情報等の整備状況とその適切性

桐蔭横浜大学の図書館・読書施設としては、大学・学園の中央図書館としての大学情報センターのほか、法制史分野を中心とする研究図書室であるメモリアルライブラリーがあり、さらに桐蔭学園高校の図書館についても、大学生の利用が可能となっている。そのほか、法科大学院(大学院法務研究科)には 2 つの専用自習室(横浜および六本木)があり、相互に連携してサービスにあたっている。

#### 図書の整備

2008(平成 20)年度末における大学情報センターの蔵書数は 153,975 冊であり、このほかメモリアルライブラリーにおいて以下に述べる貴重書を含む 14,862 冊を所蔵している。また、配架されているすべての蔵書は OPAC(所蔵目録検索システム)で検索できる。OPAC は各研究室等、学内外からもインターネット経由で検索が可能であり、時と場所を選ばずに利用できる。

図書館資料の収集については、スポーツ健康政策学部設置にかかわるコア・コレクションを 2007(平成 19)年度より 3 ヶ年計画で受入れ中である。これまで学部、大学院の設置および増設とそれらに伴う資料整備が相次いだこともあり、必ずしも学部横断的な選書は行われてこなかったが、2009(平成 21)年 12 月から図書館運営委員会の選定による学生向け新刊図書の定期購入(毎月 120 冊程度)を開始した。また、リクエスト受付のための書式を整備し、ポストを設けて学生からの購入希望を随時受け付けている。

2010(平成 22)年 1 月、利用促進のための施策として、2 階カウンター前に新着図書展示コーナーを整備した。また、教育活動との連携をより密接にするため 2006(平成 18)年度からシラバスに掲載されている図書(読んでほしい 1 冊の本、教科書、参考文献)をまとめて収集している。現在までに 3 度の収集により約 1,200 冊を備えるに至っている。特色あるコレクションとしては、2008(平成 20)年、鶴川昇前理事長の逝去に際し、今では入手困難な古典作品なども含む哲学、教育、文学を中心とする図書約 15,000 冊が寄贈され、鶴川文庫として鋭意受入れ作業中である。

#### 学術雑誌と電子ジャーナルの整備

2008(平成 20)年度の図書館資料費の総額は約 6,900 万円であるが、そのうち実に 83.4 パーセントは理工系の外国語雑誌購入費用である。2007(平成 19)年度以降、各学部の協力を得て価格高騰を続ける外国雑誌の見直しを行い 235 誌(約 4,000 万円)の購入中止を行ってきたが、2010(平成 22)年 1 月、理工系の外国語雑誌については、タイトルの見直しとともに下記の分野別パッケージを含む電子ジャーナルへの切替えを行い、一部を除き冊子体の購読を中止した。これにより、冊子体での継続購読タイトル数は国内雑誌 294 種、外国雑誌 75 種となり、加えて電子ジャーナルの閲覧可能タイトルは 78 種から 755 種へ大幅に増えている。電子ジャーナルは IP アドレス認証方式により、キャンパス内のネットワークに接続する端末からいつでもアクセスが可能である。

- ・ ScienceDirect サブジェクト・コレクション: Chemistry / Physics & Astronomy / Engineering / Biochemistry, Genetics & Molecular Biology / Pharmacology の 5 分野
- ・ American Institute of Physics (米国物理学協会): AIP SELECT Package
- ・ American Physical Society (米国物理学会): APS-ALL Package
- ・ American Chemical Society (米国化学会): ACS PULC コンソーシアム

#### 目録データベースの整備

本学の特色として、目録データベースについて高校以下の図書室をも含む学园内 8 施設(大学情報センター、メモリアルライブラリー、法科大学院図書自習室、学園第 2 図書館、中学・高校図書室)の間で共有化を図っていることがあげられる。今後は、相互に資料貸借を行うことで、学園全体で 32 万冊にも及ぶ図書館資料をより有効に活用していきたい。

現行の図書館業務システムは、2006(平成 18)年度に更新した Windows-XP 対応の新システム(富士通「iliswave」)である。現在、情報システム室に設置した管理用サーバを中心として、大学情報センター(図書館) 11 台、メモリアルライブラリー 5 台、法科大学院図書自習室 3 台さらに、学園第 2 図書館(高校棟) 5 台、中・高図書室 3 台の端末がネットワークで接続されている。

#### 特別コレクション(メモリアルライブラリー)

本学では、メモリアルライブラリーにおいて、法学分野の特色あるコレクションを所蔵している。サヴィニー文庫はドイツ民法の父といわれる Friedrich Carl von Savigny (1779-1861)の個人蔵書(サヴィニー家に秘蔵されていた法学関係書) 474 冊のコレクションであり、サヴィニー自身による書き込みも残されている貴重な研究資料である。マックス・カーザー記念文庫は 16 世紀から 20 世紀までのローマ法、民法典関係の原典

および学術文献からなる 1,340 冊の体系的コレクションである。ローマ法、教会法関係の文献やドイツ近代法の資料をはじめ、サヴィニー以降のドイツ法学の発展を縦覧するために欠かせない文献を数多く含んでいる。

フランス民法文庫は、ライヒ最高裁判所(ドイツ連邦通常裁判所の前身)の旧蔵書で、フランス民法典の成立にいたる審議、草案作成などに関する文献、民法典の欧州各国での翻訳・注釈、19～20 世紀初頭までの民法研究文献など 2,566 冊のコレクションである。

《資料 48》桐蔭学園規程集 / 桐蔭横浜大学事務組織及び事務分掌規程 P2131

## 2) 図書館の規模、司書の資格等の専門能力を有する職員の配置、開館時間・閲覧室・情報検索設備などの利用環境

### 図書館の規模

大学情報センター(図書館)は、1994(平成 6)年 5 月完成、鉄筋コンクリート造地下 1 階、地上 2 階、総延面積 3,141 m<sup>2</sup>である。うち閲覧スペース 1,680 m<sup>2</sup>、視聴覚スペース 84 m<sup>2</sup>など、サービススペースが総延面積のうち約 59 パーセントを占めている。閲覧座席数は 447 席であり、このうち学生閲覧席は 395 席である。このほか 40 席の閲覧席を備えたメモリアルライブラリー(利用対象：大学生以上)がある。学生用閲覧座席数については、収容定員に対して 15.2 パーセントを確保しており、これは座席数の目安とされる 10 パーセントを上回っている。

### 職員の配置

受入整理、閲覧、庶務等の図書館通常業務は、7 名の職員(図書館次長代行ほか専任職員 4 名、嘱託職員 1 名、パート職員 1 名)がこれにあたっている。また、平日・土曜の夜間(19:00～21:00)、日曜・祝日(9:00～21:00)の閲覧業務については、派遣職員各 1 名が従事している。専任職員および嘱託職員については、すべて図書館司書資格を有している。

### 開館時間

1995(平成 7)年 5 月より日曜・祝日開館を実施し、以来、年中無休の体制で現在に至っており、2010(平成 22)年 2 月 17 日にて連続開館 5,400 日を達成し、日々その記録を更新し続けている。また、1996(平成 8)年 11 月より開館時間を通年 21:00 まで(従来は 19:00 まで)に延長し、法学部の最終授業(第 6 限)にも配慮している。なお、平日夜間(19:00 以降)、休日(日・祝、年末年始)については閲覧利用のみとなり、派遣職員(1 名)が勤務している。

### 大学生専用閲覧席

1994(平成 6)年の開館以来、桐蔭学園の中央図書館として、高等学校以下の本学園教職員、本学園高等学校・中等教育学校(後期課程)生徒にも利用を認めている。図書館において大学生と高校生が、桐蔭学園に学んでいる者同士、共に机を並べて学習に励むことで、高校生には「知の殿堂」としての大学図書館の雰囲気を経験させることができ、また、彼らが受験準備に真剣に取り組む姿が、大学生以上の利用者にとっても初心に返って襟を正す契機となることを企図している。

大学情報センター(図書館)では大学生の閲覧席の確保については特に留意をしてきた。各階に大学生専用の閲覧席(全 86 席)を設け、ほかの閲覧席がすべて満席であっても、これについては高校生の使用を認めないこととしている。また、大学生専用閲覧席は定期

試験期間中など利用状況によって適宜増設対応(104 席へ)を行っている。特に、2003(平成 15)年度より、第 1 閲覧室全体を大学生専用閲覧室として設定し、高校生の利用を制限しており、大学生のためにより静かで落ち着いた学習環境を提供するよう配慮している。

各閲覧室の配架、館内設備、情報検索設備等

各閲覧室には分野別に資料が配架されている。工学系資料は第 2 閲覧室、スポーツ系資料は AV 閲覧室(共に 1 階)に配架され、法学系資料は第 1 閲覧室(2 階)に図書が、法令集・判例集と教育系・人文系図書が第 3 閲覧室に配架されている。2 階、1 階のすべての閲覧室および第 3 閲覧室は全面開架式であり、利用者は図書や雑誌を直接手にとって利用することができる。地下書庫については、学術雑誌製本化バックナンバー等を配架する電動式集密書架であり、これも大学生以上の利用者は直接手にとることができる。

2010(平成 22)年、2 階カウンター前に念願の新着図書展示コーナーを設置し、利用者用インターネット接続端末 2 台も配備した。付近には本学専任教員の博士論文約 70 冊を集めたコーナーもある。また、1 階には教員採用試験のための試験問題集、検定教科書等を配置したコーナーも設けている。地下 1 階には、グループ閲覧室(12 席)、特別閲覧室(12 席)を用意しており、図書館資料を用いた学生のグループ学習、ゼミ単位での授業などに使用されている。さらに、教職員向けには研究個室(1 階、4 室)も備えている。

1 階 AV コーナーの視聴覚機器については、2009(平成 21)年に VHS ビデオテープ専用であった機材を DVD 対応機材に一新し、1 人用を 8 席、3 人用を 3 席設け、スポーツ、古典芸能などの DVD のほか、スポーツ健康政策学部で行っている公務員講座の授業を録画した DVD などを供用している。利用者は各ブースにて専用ヘッドフォンを用いて視聴できる。

情報検索用設備としては、オンライン所蔵目録(OPAC)検索用パソコンを各階に 1 台ずつ、計 3 台設置している。さらに、2009(平成 21)年度、インターネット接続の可能な情報検索用パソコンを 2 台整備し、2 階カウンター前にコーナーを設置した。このパソコンでは、MAGAZINEPLUS (雑誌記事索引データベース)、BOOKPLUS (昭和元年からの図書検索データベース)、J-DreamII (国内外の科学文献検索データベース)、毎日新聞記事 DVD (1991-2008)、朝日新聞 CD-ROM (1985-2005)を利用でき、電子ジャーナルの閲覧等も可能である。

《資料 49》桐蔭学園規程集 / 桐蔭横浜大学大学情報センター(大学図書館)規程 P3401-3402

《資料 50》桐蔭学園規程集 / 桐蔭横浜大学大学情報センター(大学図書館)利用規程

PP3427-3432

### 3)国内外の教育研究機関との学術情報相互提供システムの整備

NACSIS-CAT/ILL への接続

目録作業については、1997(平成 9)年度より国立情報学研究所(旧学術情報センター)の目録所在情報サービス(NACSIS-CAT)に接続して、全国的な総合目録データベースに参加し、その書誌データを本学の図書館システムに取り込むことにより、目録データベースを形成している。これによって目録作業の効率化と書誌記述の標準化がはかられている。学術雑誌については NACSIS-CAT にオンライン登録を行っており、総合目録上で他大学等からの検索が可能となっている。また、同システムを用いて、文献複写や図書貸借の依頼・受付業務をオンラインで行っており、従来の郵送による申込みに比べて格段に

迅速なサービスを提供できるようになった。現在では、ほとんどすべての処理に NACSIS-ILL システムを利用しており、料金相殺システムにも参加することで経費処理の簡略化が可能となった。

#### 図書館の相互利用

本学は、神奈川県内大学図書館相互協力協議会に加盟しており、原則として共通閲覧証の提示のみで相互に利用することができる。共通閲覧証の発行は、従来、大学院生と教職員のみに限っていたが、2009(平成 21)年度より学部生にも発行できることとなった。2005(平成 17)年度、横浜市内大学図書館コンソーシアムに加盟し、こちらは原則として学生証の提示のみで利用できる。また、加盟館以外の大学や研究機関等からでも利用紹介状があれば受け入れている。2008(平成 20)年度の学外利用者の実数は 38 名(延べ 46 回)、共通閲覧証および紹介状発行件数は 20 件である。その他、生涯学習講座受講生については通年での利用を認めており、一般社会人についても事前連絡を条件として利用を認めている(閲覧、複写のみ可)。

《資料 123》大学情報センター(図書館)入場者数の推移

### (4)教育研究等を支援する環境や条件は適切に整備されているか

#### 1)教育課程の特徴、学生数、教育方法等に応じた施設・設備の整備

法学部、工学系学部に関しては、既設建物にて従来より教育研究を行ってきており、特に大きな問題は発生していない。法学部については、大講義室での一斉授業のほか、少人数のゼミ形式での授業が多く、これに伴い、講義室とゼミ室がバランスよく配置されており授業が展開されている。また、メモリアルアカデミウムの陪審法廷やサヴィニー文庫など貴重な施設もあり、特に大学院レベルの教育研究などで活用されている。工学系学部では、3 年次以降、研究室での研究活動が主になってくることから、各研究室での学生のスペースを十分確保している。スポーツ健康政策学部については、開設当初は既設建物でやりくりをしてきたが、2010(平成 22)年 4 月に新たに大学中央棟が完成し、この建物を中心に授業等が展開されている。大学中央棟には、ラウンジ、ピアノレッスン室など、コミュニケーションを楽しみながら情報・音楽・語学を学べるスペースや実習室、講義室、研究室など教育研究のためのスペース、他にもクリエイティブスタジオという多目的に使えるスペースを備えている。

#### 2)ティーチング・アシスタント(TA)・リサーチ・アシスタント(RA)・技術スタッフなど教育研究支援体制の整備

本学では、講義、実験、実習、演習、試験監督その他の教育活動に関する補助業務を行う者として、ティーチング・アシスタント(TA)に大学院生を採用し、これとは別にティーチング・アシスタント・エキストラ(T.A.E)として学部生等を採用している。各担当者は、次年度の授業計画に基づき、TA および T.A.E を申請することになるが、学生への教育指導に関して必要な人数を申請することになり、学生には十分な配置といえる。

《資料 51》桐蔭学園規程集 / 桐蔭横浜大学ティーチング・アシスタントに関する内規  
PP2902-2932

《資料 52》桐蔭学園規程集 / 桐蔭横浜大学ティーチング・アシスタント・エキストラに関する内規  
PP2933-2940

### 3)教員の研究費・研究室および研究専念時間の確保

現在は、研究費と研究旅費を合わせて教員研究費として配分しており、区分としては、一般、専門および実験、非実験で分けている。研究費の他に、特に教員研究費では対応できない特別の事情がある場合、特定研究費を用意している。学部によっては、学生実験経費や実験実習科目等経費などが別に配分されており、学生の教育研究に使われている。

研究室は、ほぼ全員が個室の研究室を持っており、研究の環境についても整備されている。特に、新たに建設された大学中央棟のスポーツ健康政策学部の教員研究室は、研究室内でゼミが出来るよう、若干広めの部屋となっている。工学系の学部については、各教員は、教員研究室の他に、研究室として学生の研究スペースが確保されている。また、高価な研究設備等については、共通機器室に設置して、教員、学生がある程度自由に使用できる環境を整えている。

各教員の担当授業時間は、実験・実習を含めて、週 10 コマ以上担当する教員が、工学系学部で 11 名となっており、法学部およびスポーツ健康政策学部では、週 10 コマ以上担当する教員はいない状況である。また、他大学への非常勤講師としての出講は、原則、週 1 日としており、教員の研究時間の確保に努めている。

《資料 53》桐蔭学園規程集 / 桐蔭横浜大学教員個人研究費取扱要領 PP4063-4080

### (5)研究倫理を遵守するために必要な措置をとっているか

#### 1)研究倫理に関する学内規程の整備状況

現在、研究倫理に関する学内規程は、「桐蔭横浜大学ヒトゲノム・遺伝子解析研究倫理規則」および「桐蔭横浜大学臨床研究倫理規則」が整備されており、それぞれの倫理審査委員会設置のため、「桐蔭横浜大学ヒトゲノム・遺伝子解析研究倫理審査委員会規則」および「桐蔭横浜大学臨床研究倫理審査委員会規則」が整備されている。そして、その根本的な考え方として、「桐蔭横浜大学教職員倫理規程」を定め、本学の教職員として、教育研究に携わる職務と責任を自覚し、業務の定常な執行に務めるよう定めている。また、研究を行ううえで、外部資金の調達も重要なことになるが、このような外部資金の適正な執行などを含めて、「桐蔭横浜大学における研究活動上の不正行為の防止に関する規程」を定め、研究遂行上、不正がないよう定めを設けている。

《資料 58》桐蔭学園規程集 / 桐蔭横浜大学ヒトゲノム・遺伝子解析研究倫理規則

PP3741-3743

《資料 59》桐蔭学園規程集 / 桐蔭横浜大学ヒトゲノム・遺伝子解析研究倫理審査委員会規則 PP3744-3745

《資料 60》桐蔭学園規程集 / 桐蔭横浜大学臨床研究倫理規則 PP3746-3764

《資料 61》桐蔭学園規程集 / 桐蔭横浜大学臨床研究倫理審査委員会規則 PP3765-3766

《資料 62》桐蔭学園規程集 / 桐蔭横浜大学教職員倫理規程 PP2654-2656

《資料 63》桐蔭学園規程集 / 桐蔭横浜大学における研究活動上の不正行為の防止に関する規程 PP2401-2404

#### 2)研究倫理に関する学内審査機関の設置・運営の適切性

現状、学内審査機関を設置するという問題が発生していないため、実施はされていない。ただ、危機管理という面からも、日頃から問題が発生した場合の対応について、考えてお

かなければならない。

## 2. 点検・評価

### 効果が上がっている事項(優れている事項)

2010(平成 22)年 4 月に新たに大学中央棟が完成し、施設環境は格段に良くなったと思われる。大学中央棟内には、学生の自習スペースが確保されているため、学生が自由に学習出来るようになっている。この自習スペースは、無線 LAN の設備も整備されているため、インターネット接続することも可能である。また、この大学中央棟の完成に合わせて、法学部および工学系学部でも学生の自習スペースが確保できるようになった。教員研究室についても、従来、スポーツ健康政策学部の教員の多くが共同で一部屋を使用していた状況であったが、大学中央棟に教員研究室を確保し、個室での利用が可能となった。この大学中央棟の教員研究室は、学生とのゼミも出来るよう、若干広めの設定となっている。事務体制も大学中央棟の完成により大きく変わったといえる。従来は、部署ごとに別々の部屋となっており、場合によっては別の建物に設置されている部署もあった。しかし、今回の大学中央棟では、事務部門の集中化が図られ、総務部、学務部、学生部といった学生に直接関係する部署が一つの部屋にまとまることになった。これにより、学生の手続きをまとめて処理できるようになり、効率的な対応が可能となった。結果的に事務室が距離的に離れてしまったという教員も多いが、それでも集中化したメリットを最大限に活かしながら、教育研究活動に支障のないよう対応している。また、健康管理センターおよび学生相談室についても、大学中央棟内に設置されたため、学生の利用に供する結果となった。健康管理センターについては、従来、学園の一部門として、大学から離れた高校の建物に位置していたため、問題が発生した段階でスタッフに大学に来てもらう、または、離れた場所まで学生を連れて行かなければならないという状況であったが、大学中央棟内部に設置されたことによって、ケガなどへの対応も早くなり学生に対しての環境整備にもつながっている。特に、スポーツ健康政策学部では体を動かす授業も多く、ケガ等の対応はどうしても必要なものになっている。学生相談室も大学中央棟建築中は、大学から離れたメモリアルアカデミアムにあったため、大学中央棟完成に合わせて大学へ戻ってきた形となった。こちらも当然、学生の利用という面からは効果が上がっていると言える。

大学情報センターの特長は、第一に資料開架率の高さである。約 153,000 冊の所蔵資料のうち 97,000 冊を開架閲覧室に配架しており、現在の開架率は 64.8%である。県内の大学・短大 36 校の平均開架率は 53.7%(県図書館協会「神奈川の図書館 2009」より集計)であり、これを大きく上回っている。図書館の役割は資料と利用者を結びつけることであり、利用者が資料を直接手にとることのできるメリットは大きい。第二は電子化の推進である。外国語雑誌の価格高騰は著しく、その中で学内のすべての要望を満たすことは困難であるが、それでも購読タイトルの見直しや電子化ジャーナルへの転換により、2010(平成 22)年度、閲覧可能な外国語雑誌のタイトル数は冊子体 75 誌に加え、電子ジャーナル 755 誌となり、より良好な条件で学術情報(フルテキスト)の活用が可能になったことは評価できる。第三は年中無休での開館を行っていることである。大学情報センターでは、1995(平成 7)年より



年末年始をも含み通年 9 時から 21 時までの開館を続けているおり、2007(平成 19)年度の全国の大学図書館における年間平均開館日数は 268 日であるため、本学はこれを大きく上回っている。相互協力(ILL)の実施については、2008(平成 20)年度、他館への文献複写依頼は 112 件、他館からの文献複写受付は 167 件であったが、NACSIS-ILL システムの稼働前は、学外からの文献複写受付件数は毎年数件程度であった。他館より依頼のあった文献はおおむね当日中に処理し、翌日には発送されており、他大学との協力体制は有効に機能していると言える。

### 改善すべき事項

第一に、大学中央棟が完成し、施設面としては環境が整備されつつあるが、現在実験室等で使用している N 棟、W 棟は老朽化しており、取り壊す計画となっている。N 棟、W 棟を取り壊した後は、新たに実験室等の整備を計画しているが、学生の教育研究に不利益にならないよう、十分配慮しながら計画を進めていく必要がある。

第二に、新たに食堂棟として使用を開始した建物については、現状、まだ学内 LAN 等の情報設備が整っていないため、今後の整備が望まれる。

第三に、スポーツ健康政策学部の施設についても、今後、学内に施設を増やしていくというのは非常に難しい状況にあり、学内利用の調整および外部施設の利用を含めて早急な検討が求められている。

第四に、施設・設備等の維持・管理について、外部業者に委託をしている状況であるが、現状では、複数の業者が混在している。それぞれの業者がしっかりと業務を遂行しているが、建物間の連携がなかなか図れないケースも考えられる。また、事務局の対応としても二度手間になる可能性も十分考えられる。今後、できれば業者を 1 社にした方が、対応がスムーズに行くのではないと思われる。

第五に、研究費について、適正な利用を実施するために、運用上の見直しを適宜実施していく必要がある。

第六に、研究倫理の遵守については、規程の見直しを行うとともに、外部資金等の不正利用についての研修会などの開催も検討する必要がある。

第七に、研究倫理に関する規程等については、制定されてから時間が経っており、現状に合わせた見直しなど検討が必要である。また、今のところ大きな問題が発生していないといっても、いつ問題が発生するとも限らないため、常に問題が発生したことを念頭に置いた対応を心掛けなければならない。また、教員にもこのような問題が発生する可能性があるということを常に認識してもらうよう啓蒙活動にも努めなければならない。

第八に、大学情報センターの問題点として、まず、大学生の利用の少なさが挙げられる。入館者数の推移については資料「大学情報センター(図書館)入場者数の推移」に示すとおりであるが、2004(平成 16)年度以来、学生利用者数は長期漸減傾向にある。2008(平成 20)年度の大学生および院生利用者数は 11,942 名であるが、年間利用者数(81,239 名)の 78.4 パーセントは高校生(中等教育学校後期課程をも含む)が占めている。大学生用の座席の確保には腐心しているものの、学生に対する PR は現状では不十分である。なお、大学生専用席の設定数(86 席)については、授業期間中の平均利用者数 63.7 名(高校生を除く)を上回っている。また、年間で大学生の利用が 86 名(大学生専用席数)を超過したのは 28 日間であり、うち利用者数が学生閲覧席数 395 名を超過したのは 3 日間のみであるが、これも、年

度当初の図書館見学等による短時間の利用が多いことを考慮すると、大学生専用席の設定は適切であったと判断される。さらに、館外貸出冊数の少なさが挙げられる。館外貸出冊数の推移については資料「大学情報センター(図書館)入場者数の推移」に示すとおりであり、1997(平成 9)年度までは毎年増加を続けていたが、その後減少傾向にある。2008(平成 20)年度、学生 1 人当たりの年間貸出冊数は 1.3 冊であった。全国の大学図書館における学生 1 人当たりの館外貸出冊数は 7.8 冊(2007(平成 19)年度、文部科学省「平成 20 年度学術情報基盤実態調査結果報告」より集計)であるところから、低調な数値と言わざるを得ない。魅力ある新刊図書を充実させることが望まれる。

第九に、メモリアルアカデミウムの設置されている陪審法廷やサヴィニー文庫などの活用も今後の大きな課題である。特に、陪審法廷は法学教育への活用のみならず、歴史的遺産として教員、学生の教育研究に資することが求められている。サヴィニー文庫についても、希少価値の高い書籍でもあり、保存状態を守りながら、教育研究に資するような活用が望まれる。

### 3. 将来に向けた発展方策

第一に、実験実習室を整備し、将来構想を踏まえた施設の有効活用について検討する。

第二に、情報設備に関して、今後の機種変更、選定などを含めて、情報処理教育委員会では、設備面だけでなく、大学としての情報教育のあり方や必要な設備について、検討を行う。なお、情報設備の経費算出については、法人財務と連携して進めていく。

第三に、研究費の適正な利用については、年度初めに研究費の適正な使用についてのマニュアルを全教員に配布し、使途や処理事項を詳細に示している。しかし、研究費の執行方法について全学の統一的基準が十分に浸透していないと考えられるので、今後は説明会を開催するなど、周知徹底を図る。

第四に、倫理規程に関しては、詳細な規程が用意されている。特に DNA については、明確に記載されているが、最近の実情と合わなくなっている部分もあるため、関係学部において専門チームを編成し、見直しを図るとともに大学の規程検討委員会において、法律的な見地をふまえて検討のうえ、改訂を予定する。

第五に、大学生にも満足して図書館を活用してもらうためには、様々な方法での利用 PR、地道なサービス改善努力が必要である。図書館利用の PR については、現在も新入生向けにゼミ単位での図書館見学(法学部)そして図書館ガイダンス(医用工学部、スポーツ健康政策学部)を実施している。さらに、新入生向け案内や夏期長期貸出し、秋の読書週間など時期に応じたポスターを作成し、館内掲示板のみならず、各校舎、学生課、交流会館など図書館外にも掲出し、学生の目に留まるようにしたい。また、簡便な利用案内パンフレットを作成するほか、ホームページについても利用案内英語版や各種申請フォームの作成など内容充実を図りたい。サービスの改善については、2010(平成 22)年 1 月よりメモリアルライブラリーを学部生にも利用できるように改めたが、他にも、学生用図書購入リクエストをホームページから行えるようにし、大学生が利用できない中学・高校 3 図書室(文芸書など

充実)との資料相互貸借を実施する予定である。さらに、蔵書の魅力を高めるための施策としては、学生向け新刊図書を増やすこと、新着図書展示やテーマ展示を行うこと、蔵書の新陳代謝を図ることが必要である。2009(平成 21)年 12 月から図書館運営委員会の選定による学生向け新刊図書の定期購入を開始したが、これを継続し、さらに文庫本や新書などを学生が手にとりやすい資料を増やしていきたい。また、学生用図書のリクエストについてもポスターなどにより周知を図りたい。図書の展示については、カウンター前に整備した展示架を活用し、新着図書、お薦め図書、今日の一冊(歴史上の人物、事件など「今日」にちなんだ本を展示)など、書架に埋もれがちな既蔵書にも光を当て、利用の促進を PR していきたい。現在、書架の収容余力は満杯に達しつつあるが、複本、経年資料の除籍・整理、文芸誌等のバックナンバーの廃棄を行い、それによって捻出した収納スペースを用いて開架閲覧室の経年資料を収納するなど、限りある書架を有効に活用しつつ蔵書の新陳代謝を図っていきたい。

第六に、スポーツ健康政策学部の実技科目における運動施設の利用方法については、桐蔭学園理事長より学園内運動施設の共同利用について調整を図るよう学長に要請があり、2010(平成 22)年 11 月 24 日、学長からスポーツ健康政策学部長および同学部教授学長補佐に学園担当者(校務部長)との間で有効な施設利用についての調整を図るよう指示が行われた。

第七に、研究倫理に関しては、発生することを前提に進めていく必要がある。危機管理に関する検討会議を設けて進めていく。

《資料 107》教員研究費等の請求手続について(マニュアル)

#### 4. 根拠資料

《資料 48》桐蔭学園規程集 / 桐蔭横浜大学事務組織及び事務分掌規程

《資料 49》桐蔭学園規程集 / 桐蔭横浜大学大学情報センター(大学図書館)規程

《資料 50》桐蔭学園規程集 / 桐蔭横浜大学大学情報センター(大学図書館)利用規程

《資料 51》桐蔭学園規程集 / 桐蔭横浜大学ティーチング・アシスタントに関する内規

《資料 52》桐蔭学園規程集 / 桐蔭横浜大学ティーチング・アシスタント・エキストラに関する内規

《資料 53》桐蔭学園規程集 / 桐蔭横浜大学教員個人研究費取扱要領

《資料 58》桐蔭学園規程集 / 桐蔭横浜大学ヒトゲノム・遺伝子解析研究倫理規則

《資料 59》桐蔭学園規程集 / 桐蔭横浜大学ヒトゲノム・遺伝子解析研究倫理審査委員会規則

《資料 60》桐蔭学園規程集 / 桐蔭横浜大学臨床研究倫理規則

《資料 61》桐蔭学園規程集 / 桐蔭横浜大学臨床研究倫理審査委員会規則

《資料 62》桐蔭学園規程集 / 桐蔭横浜大学教職員倫理規程

《資料 63》桐蔭学園規程集 / 桐蔭横浜大学における研究活動上の不正行為の防止に関する規程

《資料 107》教員研究費等の請求手続について(マニュアル)

《資料 123》大学情報センター(図書館)入場者数の推移